

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成30年 5 月15日

川越市長 川 合 善 明 殿

提出者

住 所 埼玉県川越市六軒町1-3-10

氏 名 岩堀建設工業株式会社

代表取締役 岩堀 和久

電話番号 049-225-5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	岩堀建設工業株式会社
事業場の所在地	埼玉県川越市六軒町1-3-10
計画期間	平成30年 4 月 1 日～平成31年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	74億1千万
③従業員数	61名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1-1、1-2 廃棄物処分基準及び処理手順のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙-2 環境マネジメントシステム推進体制表のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3-1のとおり	
	排 出 量	2772.10 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃棄物のリサイクル品化に努め、減容する。 ・ 分別集積の徹底を行い、混合廃棄物を減量する。 ・ 業者別廃棄物仕分集積を行い、混合廃棄物を減量する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3-2のとおり	
	排 出 量	2300.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上。継続実施。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙1-1 リサイクル品により		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙1-1 リサイクル品継続実施		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 中間処理 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 埋立、海洋投入処分 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3-1のとおり	
	全処理委託量	2772.10 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	556.41 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2766.75 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙1-3 産業廃棄物処理の手順のとおり 当社評価基準をクリアした業者との委託契約を締結する事を徹底 業者との契約時に契約書の記載内容を資料にて確認し、委託契約を締結、又、当社の廃棄物、リサイクル品管理手順書を定め運用。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3-2のとおり	
	全処理委託量	2300.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1182.00 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2300.00 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) ・前年度取組みの継続。 ・廃棄物の分別管理の徹底。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 廃棄物処分基準及び処理手順

No.	廃棄物名	受入施設	管理方法	最終処理	分別基準	処理手順
発生する廃棄物	リサイクル品 ダンボール 使用済みトナー コンクリート塊 アスコン塊 建設発生木材 石膏ボード 塩ビパイプ 鉄屑 残土 等		リサイクル処理  収集運搬	廃棄物処理 有価物処理	ストックヤードに 選別集積	分別 ▼ ストックヤード集積 ▼ 中間処理施設 再生施設
	産業廃棄物 ガレキ 廃プラ ガラス 陶器くず 金属くず 木くず 紙 繊維くず		中間処理  収集運搬	廃棄物処理	ストックヤードに 選別集積	分別 ▼ ストックヤード集積 ▼ 中間処理施設 最終処分場 再生施設
	産業廃棄物 混合廃棄物		中間処理  収集運搬	廃棄物処理	分別収集籠に集積	分別集積 ▼ 中間処理施設
	一般廃棄物 空缶 空瓶		分別収集	廃棄物処理 再資源化	分別収集籠に集積	分別集積 ▼ 収集委託
	一般廃棄物 ペットボトル		分別収集	再資源化	分別収集籠に集積	分別集積 ▼ 収集委託
	一般廃棄物 古新聞		分別収集運搬	再資源化	分別収集籠に集積	分別集積 ▼ 収集委託

廃棄物・リサイクル品管理手順	文書番号	IEC06付-04	2/2
----------------	------	-----------	-----

廃棄物名	受入施設	管理方法	最終処理	分別基準	処理手順
一般廃棄物 ダンボール		分別収集運搬	再資源化	分別収集箆に集積	分別集積 ▼ 収集委託
一般廃棄物 可燃物		分別収集	廃棄物処理	分別収集箱に集積	分別集積 ▼ 収集委託
管理型廃棄物 蛍光管 電池 等		分別収集	管理型廃棄物 処理	ストックヤードに 選別集積	分別集積 ▼ 収集委託
管理型廃棄物 農薬缶／袋 等		中間処理  分別収集	管理型廃棄物 処理	ストックヤードに 選別集積	ストックヤード集積 ▼ 収集委託

#### 受入施設選定手順

「受入施設」の選定は当社への協力会社より上記表に基づき部署長が実施する。

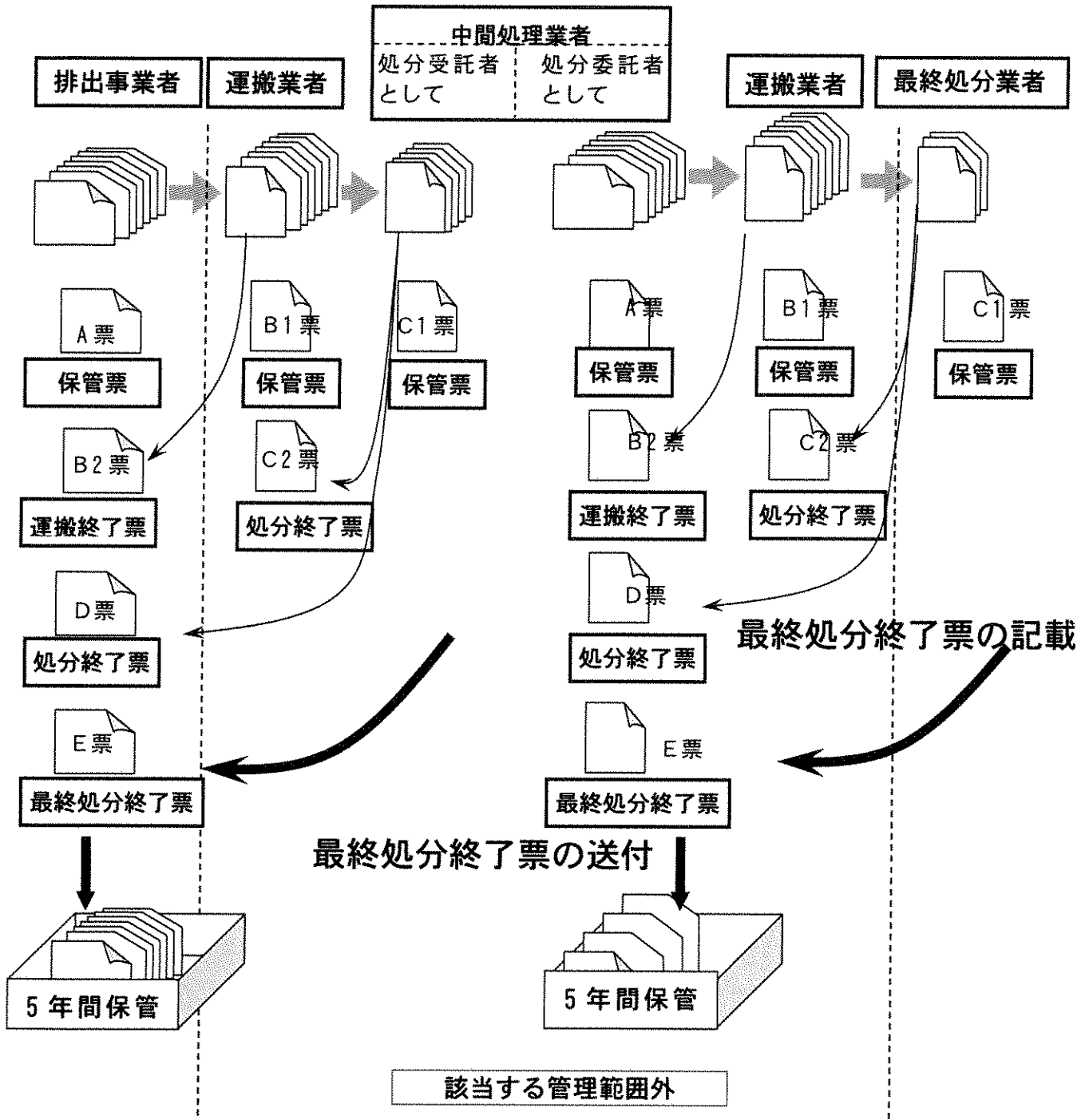
本社が排出する一般廃棄物は、その重量を廃棄物ごとに測定し、「排出物重量記録表」(IEC06付-02)に記録する。



産業廃棄物処理の手順	文書番号	IEC06付-01-01	1/1
------------	------	--------------	-----

### 産業廃棄物処理の手順

#### 1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の具体的な流れ



#### 2) その他

1. 建設リサイクル法対象品（木材、コンクリート、残土、アスファルト）は分別し処分する。
2. 家電リサイクル法対象品（TV、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）は家電量販店等買入店で処分する。
3. 容器包装リサイクル法対象品（ビン、カン、プラスチックトレー、ダンボール等）は分別し処分する。

